



平成 18 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社だいこう証券ビジネス
代表者名 代表取締役社長 竹 内 透
(コード番号：8692 東証・大証 第1部)
問合せ先 執行役員企画開発部長 風 神 浩 三
(電 話 番 号：03-3666-9169)

内部統制システム構築の基本方針に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 30 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

内部統制基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備する。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は取締役社長以下、役職員全員が法令及び定款その他当社の諸規則を遵守して業務の執行を行う。
- ・ 役職員は、重要な職務執行の決定及び重要な契約の締結にあたって、当社法務担当者または外部の弁護士によるリーガルチェックを受けるものとする。
- ・ 検査監理部を設置し、検査監理規程に基づき業務執行も含めたコンプライアンスの状況を監査し、取締役会及び監査役会に報告する。
- ・ 当社の役職員が法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、公益通報制度により直接通報できる体制及び検査監理部に相談または通報できる体制を整備する。検査監理部は、当該役職員の所属する部と協調し再発防止策を策定し、必要に応じその内容を全社的に周知徹底する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、決裁規程に基づき起案し、文書規程に則り保存・管理する。
- ・ 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスク管理規程に基づきリスク管理を行う。企画開発部及び担当取締役は、リスク管理活動を統括し、リスク管理規程の整備とその適切な運用を図る。
- ・ 検査監理部は、定期的に各部署のリスク管理の状況の監査を実施し、取締役会及び監査役会に報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 社内規則の規程に基づく、職務権限および意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっている。
- ・ 毎期当初に全社的な共通目標を設定する。
- ・ 取締役の担当業務部門毎の収益・費用の数値目標を定め、毎月目標の達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保する。

⑤当社及びその子会社その他関連会社（以下、まとめて「関係会社」という。）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社取締役及び関係会社の取締役は、当社及び関係会社の各部門の業務の適正の確立のための体制を整備する。
- ・ 企画開発部は、関係会社管理規程に則り、関係会社に関する全般的な指導管理を行う。
- ・ 検査監理部は関係会社について、コンプライアンス上の課題及び効率性の観点から監査を行い、その結果を関係各社の担当取締役に報告する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・ 検査監理部は監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

⑦⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査役より監査業務に必要な命令を直接に受けた使用人は、その命令に関して、取締役、検査監理部長等の指揮命令を受けないものとする。

⑧取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他監査役会への報告に関する体制

- ・ 取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び関係会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、公益通報制度による通報状況、検査監理部への相談及び通報の状況並びにその内容をすみやかに報告する。報告の方法については、監査役会と協議の上、監査役会に報告すべき事項を定める規程を制定し、これに基づくこととする。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役会は、監査の実施に当たり、監査法人・検査監理部と連携することができるほか、常勤監査役が重要な業務執行が協議される常務会、月々の業務執行状況の報告・検討が行われる役員部長会へ出席し、その場において意見を述べ、または説明を求めることができることとする。

以 上